

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和4年7月28日（令和4年（行情）諮問第441号）

答申日：令和5年3月23日（令和4年度（行情）答申第672号）

事件名：特定刑事施設職員名簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日現在 職員名簿（特定刑事施設保有）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年3月15日付け高松発第314号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、諮問庁に対して審査請求をします。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

処分庁の判断が本当に正しかったのかどうか疑問に思う点が有りますので審査請求の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

「主旨」としまして、「特定刑事施設職員全般の名簿」の請求をした所、処分庁を始め特定刑事施設職員の都合の良い様に氏名を伏せた書面を送って来られた訳ですが、その様な「書面」が一体何の役に立つのでしょうか？「白紙の書面」を送付して来たのに等しい行為。それを元にどうしろと言うのでしょうか？「収入印紙」「返送用の切手」は無意味な物にされむしろ損害と時間、労力のムダを被っただけで身内をかばう様な文言をならべ立てた文書が送られて来て居りましたが「職員の氏名及び勤務状況等が記録されているのを公にすることにより被収容者から不当な圧力等を加えられるおそれがあり」？（それはただの勘ぐりや憶測に過ぎない）又「ひいては当該刑事施設における適正な職務執行に支障を及ぼすおそれが認められるなど」？（これも勘ぐりや憶測の範囲内で有りなんの根拠も無い理屈で有る事から職務執行に支障を及ぼすとは考えられない事からも氏名を開示しない理由にはならない）「その結果、

保安事故等の異常事態が発生するおそれが否定できず刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり」？（具体性に欠ける文章で有り理に適った説明に成って居らず被害妄想に走って居り現実性の無い文章で有り不開示にする理由に達しない）又「一般には公開されていない特定刑事施設の電話番号等が記録されているところ、これを公にすることにより、当該刑事施設の業務のかく乱や矯正処遇に対する抗議を目的とする架電が頻発する事態が容易に推測され、当該刑事施設における適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが認められるため」？（これも勝手な想像の話で有り実際に必ずしも起こるとまでは言い切れない事からなんの理由にもならない）以上の事を踏まえ考えてみるに「職員名簿」の氏名を消して送付して来る行為が理解出来ず逆に言えば管区を始め特定刑事施設職員全体が公に出ては不都合が生じる為に隠蔽しているものと強く感じて居ります。

うしろめたい事が無いので有れば何も言い訳を考えずとも堂々と構えられる筈で有ります。以上が情報公開不開示とする理由に至らない所で有ります。

熟慮の上回答と処分庁への注意、勧告を促して頂きたいと思っております。

(2) 意見書

ア 不開示とする部分の理由についての回答が長文で有り同じ様な文言を繰り返していて混同して理解し難い所であります。

イ 理由を付けて情報の開示請求をして居り、その事実から逃げる様な決定をされて居る所、これを元に何が出来るのか理解し難い所であります。

ウ 私（審査請求人を指す。以下同じ。）は素人故、法律何条等と長々と述べられても理解出来ない事。

エ 医師、職員の不適切な対応に対等に不服審査が出来る様に開示請求をしたもので有り、報復やそれに関連する事等は私にリスクが生じるもので有り又その様な捉え方をされれば、情報開示とは「形」ばかりのものと成りますが事件を野放しにしていれば益々エスカレートして行くものと考えられます。

以上の事から「開示」「不開示」について簡潔明瞭な回答をお願いします。

4点の疑問点を熟慮の上、検討してください。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和4年2月3日受付行政文書開示請求書により、本件対象文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書についてその一部（以下「本件不開示部分」とい

う。)を不開示とした一部開示決定(原処分)に対するものであり、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているものと解されることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分については、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないことから、開示することが相当である。

次に、本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分以外の本件不開示部分について、不開示情報該当性を検討する。

- (1) 本件対象文書には、特定刑事施設に勤務する職員の氏名が記録されているところ、刑事施設においては、被収容者が収容中の処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見られることからすると、本件不開示部分に記録された職員の氏名が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実には発生するおそれが相当程度高まり、その結果として、刑事施設の責務である裁判や刑の執行を阻害することとなることはもとより、保安事故、職員籠絡事案その他の刑事施設の規律及び秩序が適正に維持されない状況が発生するおそれが生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであるから、当該情報は、法5条4号に規定される不開示情報に該当する。

また、刑事施設では、各職員の士気を高め、施設全体の高い士気を維持することが適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるところ、職員の氏名が開示されることとなれば、前述のように不当な圧力等を加えられることを懸念した職員が職務に消極的になって、施設全体の士気の低下を招き、矯正行政の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから、当該情報は、同条6号柱書きに規定される不開示情報にも該当する。

なお、本件対象文書が作成された時点の直近に発刊されていた国立印刷局編「職員録」には、本件不開示部分に記載された職員と同一の職にある者の氏名は掲載されておらず、このことから、本件不開示部分に記載された職員の氏名が開示されるべき情報であるとはいえない。

- (2) 本件対象文書には、特定刑事施設の勤務状況に係る情報が記載されているところ、当該情報を公にした場合、刑事施設の配置人員等の勤務体制が特定又は推測され、刑事施設からの逃走、身柄の奪取、内外部からの攻撃その他の規律秩序が適正に維持されない状況が発生し、又はその発生の危険を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、当該情報は、法

5条4号に規定される不開示情報に該当し、また、これら事態の発生を未然に防止するため、勤務体制や警備体制等の変更を迫られ、被収容者の円滑・適切な収容事務の実施が困難となるなど、施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあると認められるから、当該情報は、同条6号柱書きに規定される不開示情報にも該当する。

(3) 本件対象文書には、特定刑事施設の一般には公開されていない電話番号が記載されているところ、当該情報を公にした場合、特定刑事施設における業務のかく乱や矯正処遇に関する抗議を目的とする架電が頻発する事態が発生することが容易に推測され、同施設の通常事務に必要な連絡や突発事案への対応等に混乱を来すなど、当該刑事施設における適正な職務遂行に支障を生ずるおそれが認められるから、当該情報は、法5条6号柱書きに規定される不開示情報に該当する。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分について、別表に掲げる部分を除き、法5条4号及び6号に規定される不開示情報に該当するとした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月2日 審議
- ④ 同月5日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和5年2月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件不開示部分の開示を求めているものと解されるところ、諮問庁は、別表に掲げる部分を除き、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分のうち別表に掲げる部分を除く部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 職員の氏名について

本件対象文書のうち、特定刑事施設の課長相当職以下の職員の氏名が不開示とされているところ、刑事施設においては、被収容者が収容中の

処遇等に対して不満を抱き、当該刑事施設の職員やその家族に対し、釈放後自ら又は関係者への働き掛けによる報復を示唆する事案が多々見られることからすると、当該不開示部分に記載された職員の氏名が開示されることにより、当該職員又はその家族に対し、被収容者又はその関係者等から、不当な圧力、中傷、攻撃等が加えられる事態が現実には発生するおそれがある旨の上記第3の2(1)の諮問庁の説明は、首肯できる。

なお、当審査会事務局職員をして、本件対象文書が作成された当時の特定年版の独立行政法人国立印刷局編「職員録」を確認させたところ、当該不開示部分に記載された職員の氏名は、いずれもこれに掲載されていない。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 勤務状況に係る情報について

本件対象文書の欄外には、特定刑事施設における職員の勤務状況に係る情報が記載されているところ、当該情報を公にした場合、刑事施設の配置人員等の勤務体制が特定又は推測され、刑事施設からの逃走、身柄の奪取、内外部からの攻撃その他の規律秩序が適正に維持されない状況が発生し、又はその発生危険を高めるおそれがある旨の上記第3の2(2)の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

そうすると、当該不開示部分は、これを公にすると、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 電話番号について

本件対象文書のうち、特定刑事施設の電話番号の一部が不開示とされているところ、これらの電話番号は一般には公開されておらず、当該情報を公にした場合、特定刑事施設における業務のかく乱や矯正処遇に関する抗議を目的とする架電が頻発する事態が発生することが容易に推測され、特定刑事施設の通常事務に必要な連絡や突発事案への対応等に混乱を来すなど、特定刑事施設における適正な職務遂行に支障を生ずるおそれがある旨の上記第3の2(3)の諮問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、当該不開示部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別表 諮問庁が開示する部分

| 頁 | 開示すべき部分 | 開示箇所 |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 「電話番号」欄 | 右欄 2 行目及び 4 行目の不開示部分の全て |